

修正箇所見え消し

年度の料金改定時に小口使用者（主に家事用）の基本料金の値下げをしている。本町の給水人口は、平成11年をピークに漸減傾向にあり、将来的にも給水人口の増加は見込まれない。また、一戸当たりの平均有収水量も平成22年をピークに漸減傾向となっている。

水道料金算定の基礎となる総括原価のうち固定費は約7割を占めており、水道事業経営の安定化を図るためには、固定費の全てを基本料金で賄うべきであるが、その場合、基本料金は高額となり、単身や高齢者世帯といった小口使用者に対する料金負担割合が大きくなる。

そのため、固定費の一部を基本料金に、それ以外を従量料金に配賦する料金体系の継続が適当であると判断した。また、従量料金については、利用者負担の公平性といった観点から均一制が望ましいが、小口使用者に対する激変緩和措置として、逓増型を継続することが妥当である。

イ 基本水量

基本水量制は、公衆衛生上の観点から一定量以上の生活用水の使用を促進するため多くの団体で導入されてきた制度であり、本町でも、1か月当たり10m³を基本水量として設定していた~~る~~。

しかし、近年は単身世帯の増加、人口減少・核家族化による世帯人員の減少、節水機器の普及等により、基本水量以内の使用者が増加しており、基本水量超の使用者との公平性という観点から、基本水量を廃止する団体も増加している。

本町においても、基本水量内の使用者は増加傾向にあり、使用水量が異なるにも関わらず、料金が同額という不公平感が増して来ていると考えられる。

こうした現状と今後さらに基本水量内の使用者が増加していく予測に基づき、受益者負担の原則に沿って、基本水量制を廃止することが適当であると判断した。

一方で、これまで基本水量として含まれていた1か月当たり10m³までの水量に関しては、従量料金を低く抑え、料金負担の軽減を図ることが妥当である。

(3) 料金改定の時期について

令和5年度に見直しを行った川島町水道事業経営戦略では、I 収支向上期の期間目標「経営の健全化」を達成するため、令和7年度と令和12年度に段階的に料金改定が必要であると試算されている。

別表 1

上水道料金表（案）（1 か月につき）

（税抜）

区分			現行単価		改定後単価
基本料金	メーター口径	16mm 以下	6 8 8 円		3 1 0 円
		20mm	7 4 4 円		3 7 0 円
		25mm	2, 3 7 4 円		1, 6 0 0 円
		30mm	3, 9 3 1 円		3, 2 0 0 円
		40mm	6, 7 1 0 円		6, 0 0 0 円
		50mm	1 6, 6 4 3 円		1 5, 9 0 0 円
		75mm	2 4, 2 1 5 円		2 3, 5 0 0 円
		100mm	3 1, 7 1 5 円		3 1, 0 0 0 円
従量料金	使用水量	0 m ³ から 10 m ³ まで			7 0 円/m ³
		11 m ³ から 20 m ³ まで	1 1 0 円/m ³		1 4 0 円/m ³
		21 m ³ から 30 m ³ まで	1 4 0 円/m ³		1 9 0 円/m ³
		31 m ³ から 50 m ³ まで	1 7 0 円/m ³		2 3 0 円/m ³
		51 m ³ から 100 m ³ まで	1 9 0 円/m ³		2 5 0 円/m ³
		101 m ³ 以上	2 1 0 円/m ³		2 7 0 円/m ³

空白セル削除

本町の下水道使用料は、基本使用料と従量使用料からなる二部料金制で、従量使用料は使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制が採用されている。本町の下水道使用料対象経費の約6割が固定費となっており、下水道事業経営の安定化を図る場合、本来はその全てを基本使用料で賄うことが適当であるが、その場合には基本使用料は高額となり、単身や高齢者世帯といった小口使用者の使用料負担割合が大きくなる。このため、固定費の一部を基本使用料に、それ以外を従量使用料に配賦する使用料体系の継続が適当である。

また、従量使用料については、大口需要者の需要変動リスクに対応するコストを適切に調整・配賦することや小口使用者に対する激変緩和措置として、累進使用料制を継続することが適当である。

イ ~~基本排除量（基本水量）~~基本水量（基本排除量）

下水道の基本~~排除水~~量制は、上水道の基本水量に準じて多くの団体に導入されてきた制度であり、本町でも、1か月当たり10m³を基本~~排除水~~量として設定していた。

しかし、近年は基本~~排除水~~量以内の使用者が増加しており、基本~~排除水~~量超の使用者との公平性という観点から、上水道と同様に基本~~排除水~~量を廃止又は縮小する団体も増加している。

本町においても、基本~~排除水~~量内の使用者は増加傾向にあり、~~排除使用~~量が異なるにも関わらず、使用料金が同額という不公平感が増して来ていると考えられる。こうした現状と今後さらに基本~~排除水~~量内の使用者が増加していく予測に基づき、上水道と同様に受益者負担の原則に沿って、基本~~排除水~~量制を廃止することが適当である。

一方で、これまで基本~~排除水~~量として含まれていた1か月当たり10m³までの~~排除使用~~量に関しては、従量使用料を低く抑え、使用料負担の軽減を図ることが妥当である。

（3）使用料改定の時期について

令和5年度に見直しを行った川島町下水道事業経営戦略では、経営目標「収支構造の改善及び内部留保資金の確保」を達成するため、令和7年度と令和12年度に段階的に使用料改定が必要であると試算されている。

本審議会では、このことを踏まえて種々検討を行い、「使用料算定要領」に基づく使用料算定期間が「5年間」であること及び急激な使用料水準の変更は、町民の社会経済活動への影響が多大であることから、経営戦略で示され

3 答申（まとめ）

（１）適正な下水道使用料の水準について

川島町下水道事業経営戦略の経営目標「収支構造の改善及び内部留保資金の確保」を達成するため、令和７年度の料金改定は、平均改定率を３０％とすることが適当である。

（２）使用料体系について

令和７年度の使用料改定における「基本使用料」、「従量使用料」及び「**使用量（排除量）**」については「別表２使用料表（案）」のとおりとすることが適当である。

（３）使用料改定の時期について

水道事業と同様に十分な周知期間を確保しつつ、出来る限り早期に実施することが望ましい。

別表 2

下水道使用料表（案）（1 か月につき）

（税抜）

区分			現行単価	改定後単価
基本使用料			7 0 0 円	4 7 0 円
従量使用料	使用量 （排除量）	0 m ³ から 10 m ³ まで		5 0 円/m ³
		11 m ³ から 20 m ³ まで		9 0 円/m ³
		21 m ³ から 30 m ³ まで	8 0 円/m ³	1 1 0 円/m ³
		31 m ³ から 50 m ³ まで	9 0 円/m ³	1 2 0 円/m ³
		51 m ³ から 100 m ³ まで	1 0 0 円/m ³	1 3 0 円/m ³
		101 m ³ から 200 m ³ まで	1 1 0 円/m ³	1 5 0 円/m ³
		201 m ³ から 500 m ³ まで	1 3 0 円/m ³	1 8 0 円/m ³
		501 m ³ 以上	1 5 0 円/m ³	1 9 0 円/m ³